

国保・後期高齢者被保険者証等を更新します

◎新しい保険証を郵送します

現在お持ちの国民健康保険証、高齢受給者証などは7月31日が有効期限です。8月1日からの新しい保険証は7月末に郵送します。新しい保険証が届いたら、内容をご確認ください。

■国民健康保険証

- ▶ 70歳未満…国民健康保険証
- ▶ 70歳以上75歳未満…国民健康保険証兼高齢受給者証

※「高齢受給者証」は、令和5年8月1日から「国民健康保険証兼高齢受給者証」となります。医療機関受診の際は、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」1枚を窓口で提示してください。

■後期高齢者医療保険証

75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療広域連合から認定を受けている人）

◎福祉医療費受給者証も更新します

子ども、ひとり親家庭、寡婦、重度心身障がい者の福祉医療費受給者証は7月31日が有効期限です。8月1日からの新しい受給者証は7月末に郵送します。

18歳になった最初の3月31日（高校生相当年齢）までの福祉医療給付方法が8月診療分から現物給付に変わります。

これまで、高校生相当年齢の人が県内の医療機関を受診した場合、窓口で一部負担金を支払い、

申請により医療費を給付していましたが。8月1日からは、新しい医療費受給者証と加入している保険証を医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金を窓口で支払うことなく、医療を受けられるようになります。

※一部負担金とは、保険診療（保険証を提示して受けた診療）のうち、患者が医療機関等に支払う金額（総医療費の1割～3割）のこと

◎国保・後期高齢者医療限度額適用認定証は手続きが必要です

入院の際に必要な「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、申請により交付しています。必要な場合（入院中または入院予定の人など）は新しい保険証を持参のうえ、8月1日以降に住民課窓口へ申請してください。

◎限度額適用認定証を活用してください

手術や入院等により医療費が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」を取得し、保険証等と併せて医療機関等に提示してください。限度額適用認定証の有効期限は毎年7月31日です。

国民健康保険に加入の人が引き続き使用する場合は8月中の申請手続きが必要となります（8月中の申請により8月1日から適用の認定証が交付になります）。

☎ 住民課（内線 2124・2125・2126）

国民年金保険料の納付免除・猶予の申請について

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。令和5年度（令和5年7月～令和6年6月）の国民年金保険料の免除・猶予申請は7月から受け付けます。希望する人は、住民課または年金事務所で申請手続きを行ってください。手続きの日から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

☎ 住民課（内線2124）、一関年金事務所（☎0191-23-4246）

お知らせ
news

畜産農家等動力光熱費補助金の交付申請を受け付けています

☎ 農林課（内線 2211）

町は、電気料金の高騰により農業経営の厳しさが増している畜産農家を支援するため、令和5年5月1日を基準日とし、牛の飼育頭数に応じて交付金を交付します。制度の詳細は、町ホームページでご確認ください。

対象者には申請書を送付していますが、基準日に牛を飼育しているのに申請書が届いていない場合は農林課に問い合わせください。

■申請受付期間 12月28日(木)まで ※厳守



町ホームページ

お知らせ
news

農業のリスクに備える「収入保険」の保険料の一部を助成します

☎ 農林課（内線 2211）

町は、農業の青色申告者が、経営努力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少に備える「収入保険」の保険料の一部を助成します。制度の詳細は、町ホームページでご確認ください。

なお、助成金の申請、請求、受領までの手続きをNOSAI岩手胆江地域センターへ委任することもできます。委任を希望する場合は加入手続き時に申し出ください。

■申請期限 ▶個人：令和6年1月15日(月)まで
▶法人：令和6年3月15日(金)まで



町ホームページ

人権擁護委員に松田妙子さん委嘱

松田^{たえこ}妙子さんが法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。任期は3年で、令和5年7月1日から1期目となります。

松田^{たえこ}妙子さん
=改断=



■町内の人権擁護委員

- 及川憲史さん（横道下）
- 松本ヤエ子さん（下永沢第二）
- 菅原マリ子さん（諏訪小路）
- 渡辺悟^{さとる}さん（長志田）
- 田口久美子^{くみこ}さん（瘤木）
- （新）松田妙子さん（改断）

■人権擁護委員の仕事

人権擁護委員は、皆さんが人権に興味を持つよう、人権啓発活動を行ったり、法務局（常設）の人権相談所や町福祉センターでの特設人権相談所で人権相談に応じています。

家庭、近隣、学校、職場などで悩みがある人はお気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

◎特設人権相談日

- ▶開催日：毎月第2火曜日
- ▶時間：午後1時～4時（予約不要）
- ▶場所：町福祉センター（西根南羽沢43）

☎ 住民課（内線 2127）